

(昭和三十二年政令第二百八十三号) 附則第三条

二十一 國家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の三の九第

二項(同項第一号に係る部分(私立學校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百一十五号)第六条において準用する場合を含む。)に限る。)

二十二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三條の六第二項(同項第一号に係る部分に限る。)

二十三 経過措置政令第二十八条ただし書(同

二条第一号に係る部分に限る。)

二十四 國家公務員等共済組合法等の一部を改

正する法律の施行に伴う経過措置に関する政

令(昭和六十一年政令第五十六号)第二十一

条第一項(私立學校教職員共済法第四十八条

の二の規定によりその例によることとされる

二十五 地方公務員等共済組合法等の一部を改

正する法律の施行に伴う経過措置に関する政

令(昭和六十一年政令第五十九号)第二十五

条第一項、第二十五条の二第一項及び第四項

並びに第三十一条の二第一項及び第四項

二十六 平成十九年十月以後における旧令によ

る共済組合等からの年金受給者のための特別

措置法等の規定による年金の額の改定に關す

る政令(平成十二年政令第二百四十一号)第

二条第七項(同項第三号に係る部分に限る。)

二十七 平成十九年十月以後における旧私立學

校教職員共済組合法の規定による年金等の額

の改定に關する政令(平成十二年政令第三百

四十一号)第三条第三項(同項第二号に係る

部分に限る。)

二十八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職

員共済組合制度の統合を図るための農林漁業

団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の

施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過

措置に関する政令(平成十四年政令第四十四

号)第十九条第一項第一号、第二項及び第三

項前項第四号に掲げる法令の規定について、法

第二十条の二第四項の規定を適用する場合にお

いては、同項中「停止されている」とあるのは

「停止されていた」と、「停止されていない」と

あるのは「受けていた」とする。

(公的年金被保險者総数の算定方法)

第四条の四の三 法律第二十七条の四第一項第一号に規定する公的年金被保險者総数は、次に掲げ

る数を合算した数を十二で除して得た数とする。

一 各年度の各月の末日における第一号被保險者(旧法による被保險者を除く。)の数の総

二 各年度の各月の末日における厚生年金保険法の被保險者の数の総数

三 各年度の各月の末日における第三号被保險者(支給の繰下げの際に加算する額)

四 第四条の五 法第二十八条第四項(法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額(法第二十七条(法附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。)の規定(昭和六十一年改正法附則第六条の三第四項における場合にあっては、同

条第一項の規定)によつて計算した額に増額率

十五 分の七に当該年金の受給権を得た日の属する月から当該年金の支給の繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数(当該月数が六十を超えるときは、六十)を乗じて得た率

をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額とする。

六 互助年金廃止法附則第七条第一項の普通退職年金、互助年金廃止法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び互助年金廃止法附則第五十六条第一項の遺族扶助年金並びに旧国會議員互助年金法第二条第一項の互助年金

二条第一項の遭族扶助年金並びに旧国會議員存続共済会が支給する年金たる給付

七 互助年金法第二条第一項の互助年金

八 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)以下「遭族援護法」という。による年金たる給付

九 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号)による留守家族手当(同法附則第四十五項に規定する手当を含む。)

十 労働者災害補償保険法による年金たる保険給付

十一 船員保険法による年金たる保険給付(旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。)

十二 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる補償

十三 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償

十四 公立學校の學校医、學校歯科医及び學校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第一百四十三号)に基づく条例の規定による年金たる補償

十五 旧船員保険法による年金たる保険給付

十六 二昭和四年から二月までの年金たる給付

十七 二昭和四年から二月までの年金たる給付

十八 二昭和四年から二月までの年金たる給付

十九 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十一 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十二 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十三 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十四 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十五 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十六 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十七 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十八 二昭和四年から二月までの年金たる給付

二十九 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十一 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十二 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十三 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十四 二昭和四年から二月までの年金たる給付

三十五 二昭和四年から二月までの年金たる給付

一 地方公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付

二 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

三 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

四 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて國家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二年五百五十六号)に規定する政令で定める年金(支給の繰下げの際に加算する額)

七 移行農林年金

八 次の表の中欄に掲げる期間に旧法による障害

九 福祉年金を受ける権利を取得した者について昭和六年改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、前項の規定にかかるわらず、法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付であつて政令で定められたる給付

十 和十年改正法附則第十五条规定により支給される障害基礎年金又は長期傷病支給される障害基礎年金又は長期傷病

十一 正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十二 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第十五条规定により支給される障害基礎年金又は長期傷病

十三 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十四 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十五 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十六 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十七 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十八 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

十九 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十一 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十二 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十三 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十四 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十五 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十六 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十七 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十八 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

二十九 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十一 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十二 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十三 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十四 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十五 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十六 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十七 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十八 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

三十九 二年正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第一号に掲げる年金たる給付のうち同表の下欄に定める年金たる給付以外のものとす

五一 旧地方公務員等共済組合法及び旧地方の施行法による年金たる給付

六六 旧私立學校教職員共済組合法による年金たる給付

七七 移行農林年金

八八 次の表の中欄に掲げる期間に旧法による障害

九九 福祉年金を受けた権利を取得した者について昭和六年改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、前項の規定にかかるわらず、法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付に加算又は支給される後

一〇〇 政令で定める年金たる給付(以下この条において「年金給付」という。)の額は、次の各号によつて計算する。

一一 一 当該年金給付に加算され、又は支給された後の額に該当するものとする。

一二 二人以上の者が共同して同一の年金給付を受けることができるときは、その給付の額を受給権者の数で除して得た額による。

三四 旧船員保険法による年金たる保険給付

五六 旧國家公務員等共済組合法及び旧國の施行法による年金たる給付

得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額。

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となつた障害者（法第三十条の四の規定による障害基礎年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円。

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の三 法第三十六条の四第一項に規定する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。

（遺族基礎年金等の生計維持の認定）

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額については、当該免除に係る所得の額に該当することなく三年を経過したもの（現に該当しない者に限る。）

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の三 法第三十六条の四第一項に規定する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時の者によつて生計を維持していた配偶者又は子及び法第四十九条第一項に規定する夫の死亡の当時その者によつて生計を維持していた妻は、当該被保険者又は被保険者であつた者及び夫の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

（運用職員の範囲）

第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十号に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長

二 前号に掲げる者のか、法第七十五条に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの（法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等）

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額。

四 旧船員保険法による障害年金（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の四 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十号に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長

二 前号に掲げる者のか、法第七十五条に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの（法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等）

三 旧執行官法附則第十三条の規定による年金合連合会が支給する年金たる給付のうち障害年金（以下この号において「障害状態」という。）に該当することなく三年を経過した日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

第六条の五 法第八十九条第一項第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金（障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。）

二 移行農林共済年金のうち障害共済年金（次項第一号ハにおいて「移行障害共済年金」と

いう。）で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの

（旧法による障害年金）

三 旧厚生年金保険法による障害年金

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

四 旧船員保険法による障害年金

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

五 旧船員保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項により厚生年金保険法の実施により厚生年金保険の実施する政府が支給するものとされたものを含む。）

六 共済組合による障害年金

（法第三十六条の四第一項の政令で定める財産）

七 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

九 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十一 互助年金廃止法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び旧国会議員互助年金法第十条第一項の公務傷病年金

十二 存続共済会が支給する平成二十三年地共済改正法附則第八条の旧公務傷病年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十七条第一項の特例公務傷病年金

十三 遺族援護法による障害年金

（法第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。）

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

六 地方公務員等共済組合が支給する障害年金（旧地方の施行法第三条の規定により支給される旧地方の施行法第二条第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）の受給権者であつて、最後に旧地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

七 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権者であつて、最後に旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該

八 移行農林年金のうち障害年金の受給権者で、かつて最後に旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当する学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。

（法第九十条第一項の政令で定める学生等）

第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）に在学する生徒

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校に在学する生徒

三 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校に在学する生徒

四 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

五 学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

六 学校教育法第八十八条第二項に規定する短期大学に在学する学生

七 学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校に在学する学生

八 学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒

九 学校教育法第一百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。）

十 前各号に規定する教育施設に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設に在学する生徒又は学生

（法第九十条第一項第一号の政令で定める額）

第六条の七 法第九十条第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に一千を加えた数を三十五万円に乘じて得た額に三十二万円を加算した額とする。

（法第九十条第一項第三号の政令で定める者）

第六条の七の二 法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法第二百九十二

第六条の八の二

法第九十条の二第一項第一号に

(所得の額の計算方法

第三

第三百四条の二第 除を受けた者について

第一項第六号に規定する控

規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは八十人万円とし、当該扶養親族等があるときは八十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号の政令で定める額）

第六条の九 法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号に規定する政令で定められた額は、これらの号の扶養親族等がないときは百二十人万円とし、これらの号の扶養親族等があるときは百二十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（法第九十条の二第三項第一号の政令で定める額）

第六条の九の二 法第九十条の二第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは百六十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは百六十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（所得の範囲）

第六条の十一 法第九十条第一項第一号及び第三号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百三十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する者取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利息等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利息等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

三 附則第六条第四項に規定する免除を受けた者については、当該免除を受けた者につき二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けた者につき二十七万円

（保険料の納付方法）

第六条の十三 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りでない。
（指定代理納付者の指定要件）

第六条の十四 法第九十二条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定代理納付者（法第九十二条の二の二第一項に規定する指定代理納付者をいう。）として同項に規定する被保険者の保険料を立て替えて納付する事務（以下この条において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確實に遂行するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 被保険者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役

務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該被保険者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じていること。(納付受託者の指定要件)

第六条の十五 法第九十二条の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者(法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。)として納付事務(法第九十二条の三第一項に規定する納付事務をいう。)を行なうことが保険料の徴収の確認及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められること。
- 二 紳付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

第六条の十六 法第九十二条の三第一項の規定により国民年金基金又は国民年金基金連合会が被保險者の委託を受けて納付事務を行う場合における法の適用)

2 法第九十二条の三第一項の規定により国民年金基金連合会が納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次項において同じ。)を行う場合には、法第一百二十八条第五項中「業務」とあるのは、「業務(第九十二条の三第一項の規定により行うものを除く。次条において同じ。)」とする。

(保険料の前納期間)
第七条 法第九十三条第一項の規定による保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、六月又は年を単位として、行うものとする。ただし、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料(既に前納されたものを除く。)をまとめて前納する場合においては、六月又は年を単位として行うことを要しない。(前納の際の控除額)

第八条 法第九十三条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四

分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月(法第九十二条の二第一項に規定する方法により納付する場合にあつては、当該各月の翌月)までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(この額に十円未満の端数がある場合において、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。次項において同じ。)を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、前納に係る期間の各月の保険料を前納する場合に納付すべき額(前納保険料の充当)

第八条の二 法第九十三条第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前ににおいて保険料の額の引上げが行われることとなつた場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。

(前納保険料の還付)

第九条 法第九十三条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前ににおいては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなつた場合は、第一号口又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号被保険者に限る。次项において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その者(法第九条第一号に該当するに至つた場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、前納した保険料のうちそれぞれ当該各号に定める期間に係るものと還付する。

2 一 次のいずれかに該当するに至つた場合 未経過期間 イ 被保險者の資格を喪失した場合 ロ 法第七条第一項第二号に規定する第二号被保險者(以下「第二号被保險者」といふ)又は第三号被保險者となつた場合に付することを要しないものとされた保険料に係る期間

は第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合は、前項各号に定める期間に係る還付額は、被保險者が同項各号のいずれかに該当するに至つた時ににおいてそれぞれ当該各号に定める期間について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合については、これらの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。)を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

2 前項各号に定める期間に係る還付額は、被保險者が同項各号のいずれかに該当するに至つた時ににおいてそれぞれ当該各号に定める期間について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合については、これらの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。)を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

(法第九十四条第三項の政令で定める額)

第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月及び

第十一条の二 法第九十四条の三第一項に規定する保険料・拠出金算定対象額に乘じる率(以下「拠出金接分率」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合算した数を、第三号に掲げる数で除して得た率とする。

2 当該年度の各月の末日における当該政府及び実施機関に係る第二号被保險者の数の合計数に、当該年度の九月末日における当該政府及び実施機関に係る第二号被保險者の数に対する同日における当該政府及び実施機関に係る第二号被保險者のうち次条に規定する者の数の比率を乗じて得た数

2 当該年度の各月の末日における第三号被保險者の数の合計数と当該年度において第三号被保險者となつたことに係る法第十二条第五項から第八項までの規定による届出、法附則第七条の三第二項の規定による届出及び平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出が行われた者の当該届出に係る第三号被保險者としての被保險者期間(当該届出が行われた日以後の期間に係るもの及び法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入しないものとされた期間(同条第三項及び平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済間に算入するものとされた期間を除く。)に係るものを除く。)の総月数とを合算した数から当該年度において法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数に、当該年度の九月末日における当該政府及び実施機関に係る被保險者のうち第三号被保險者である者の数を同日における第三号被保險者の数で除して得た率を乗じて得た数

は第十九条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付申込書を機構に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保険料の前納又は追納の手続その他保険料の前納又は追納について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

2 前項各号に定める期間に係る還付額は、被保險者が同項各号のいずれかに該当するに至つた時ににおいてそれぞれ当該各号に定める期間について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合については、これらの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。)を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の前納又は追納の手続その他保険料の前納又は追納について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の前納又は追納の手続その他保険料の前納又は追納について必要な事項は、厚生労働省令で定めるべき保険料(法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

（法第九十四条の三第二項の政令で定める者）
第十一条の三 法第九十四条の三第二項に規定する政令で定める者は、第一号被保険者にあつては保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間の総月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の総月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の総月数の四分の一に相当する月数並びに法第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る保険料納付済期間の総月数を合算した数とした
第十一条の四 各実施機関たる共済組合等は、毎年度、当該年度における保険料・拠出金算定対象額の見込額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率の見込値（以下「概算拠出金按分率」という。）を乗じて得た額の基礎年金拠出金（第四項において「概算基礎年金拠出金」という。）を、厚生労働省令の定めるところにより、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。
前項の保険料・拠出金算定対象額の見込額及び概算拠出金按分率は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。
厚生労働大臣は、前項の規定により定めた保険料・拠出金算定対象額の見込額が当該年度における基礎年金の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における基礎年金の給付に支障が生じると認めるときは、第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。
前項の規定により厚生労働大臣が保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率を乗じて得た額から概算基礎年金拠出金の額を控除して得た額の基礎年金拠出金を、厚生労

5 たる政府に納付しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

7 第十一条の五 実施機関たる共済組合等は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たないとき（次項第一号に掲げる場合を除く。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額から当該年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じた運用収入の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百四条第一項及び第二項の規定による年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金並びに実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金から生じたものに限る。）に当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率を乗じて得た額（次項において「調整額」という。）を控除した額の基礎年金拠出金を翌々年度までに国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

8 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令の定めるところにより、当該各号に定める額を翌々年度までに前条第一項の規定により実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

9 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たない場合であつて、その満たない額から調整額を控除した額が零を下回るときは、調整額からその満たない額を控除した額

当該市町村の 住民以外の者の に係る住民票号	その者又はその者以外 の者に係る基礎年金番 号（同条に規定する基 礎年金番号をいう。以 下同）	第三十条の二この法律の規 定による事務	国民年金法第十四条に 規定する政府管掌年金 事業の運営に関する事 務又は当該事業に関連 する事務	3 第四項の規定により納付した基礎年金拠出金 の額を合算した額が法第九十四条の三第一項 の規定により計算した当該年度における基礎 年金拠出金の額を超えるとき その超える額 に調整額を加えた額
項	第十一條の六一 方公務員共済組合	厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働 省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等 を所管する大臣に協議しなければならない。 （地方公務員共済組合の基礎年金拠出金の負担）	法第九十四条の四の規定による地 方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市 町村職員共済組合及び都市職員共済組合連合会） の負担は、総務省令の定めるところにより、当該年度 における法第九十四条の三第一項の規定により 計算した地方公務員共済組合連合会に係る基礎 年金拠出金の額に、当該年度における地方公務 員共済組合の組合員に係る厚生年金保険法第二 十八条に規定する標準報酬（以下この条において 「標準報酬」という。）の総額に対する当該 年度における当該地方公務員共済組合の組合員 に係る標準報酬の総額（全国市町村職員共済組 合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組 合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組 合の組合員に係る標準報酬の総額）の割合を乗 じて得た額について行う。	（基礎年金番号の利用制限等に関する住民基本 台帳法の規定の技術的読み替え）
第三十七条第一項 定による事務	第三十一条の二 基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第 三十一条の三十七条第一項及び第二項、第三十三条の 三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する 場合には、法第八十条の四の規定によるほか、次 の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。	法第八十条の四において住民 基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第 三十一条の三十七条第一項及び第二項、第三十三条の 三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する 場合には、法第八十条の四の規定によるほか、次 の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。	国民年金法第十四条に 規定する政府管掌年金 事業の運営に関する事 務又は当該事業に関連 する事務	（実施機関たる共済組合等が前項又は 第四項の規定により納付した基礎年金拠出金 の額を合算した額が法第九十四条の三第一項 の規定により計算した当該年度における基礎 年金拠出金の額を超えるとき その超える額 に調整額を加えた額）

三、学校教育法第六十五条に規定する中等教育学校（同法第七十六条第二項に規定する高等学校に限る。）

五、学校教育法第八十三条に規定する大学院（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）

六、学校教育法第一百八条第二項に規定する短期大学

七、学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校

八、学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校

九、学校教育法第一百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）

十、前各号に掲げる教育施設に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設

（法第一百九条の三第一項の政令で定める団体）

第十一条の九 法第一百九条の三第一項に規定する政令で定める団体は、次のとおりとする。

一、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体を構成員とする団体

二、同種の事業を行う法人を構成員とする団体（法第一百九条の五第一項に規定する政令で定める事情）

第十一条の十 法第一百九条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一、納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二、納付義務者が法第一百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三、納付義務者の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までにおいては、前々年の所得）が厚生労働省令で定める額以上であること。

四、滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法（第十章を除く。第十二条の十三において同じ。）の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

第十一條の十一 厚生労働大臣は、法第二百九条の五第一項の規定により滞納処分等その他の处分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）第二百三十八条の規定による告知規定による滞納処分の執行の停止

二 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長

三 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告白

四 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による受託

五 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による交付

六 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による免除

七 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三条第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第十一條の十二 国税庁長官は、法第二百九条の五第五項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任する。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第十一條の十三 法第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第一項において同じ。）の規定による請求を受理し、日本年金機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(機構が収納を行う場合)

第十一條の十三 法第一百九条の十一第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第九十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料その他法の規定による徴収金の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

二 法第一百九条の十一第二項の規定により任命された同条第一項の収納を行ふ機構の職員(第四号及び第十二条の十七において「収納職員」という。)であつて併せて法第一百九条の六第一項の徴収職員として同条第二項の規定により任命された者(以下この号及び次号において「職員」という。)が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料その他の法の規定による徴収金の収納を希望した場合

三 職員が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため法第一百九条の四第一項第二十五号に掲げる国税滞納处分の例による処分により金錢を得た場合

四 前三号に掲げる場合のほか、法第一百九条の十一第一項に規定する保険料等(この号及び次条から第十二条の十七までにおいて「保険料等」という。)の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

(公示)

第十一條の十四 厚生労働大臣は、法第一百九条の十一第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

険者、被保険者期間又は法第八十七条の二第一項に規定する保険料に関する定めた法令とする。

(昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る申出等に関する読み替え)
第十四条の二十 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、去付則第九条の四の七の規定

の規定による改正前のこの法律による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは同条の規定による改正前の附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前のこの法律による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは同条の規定による改正前の附則第九条の三第一項の規定による老齢年金（老齢年金と、「全額納付することを要しないものとされた保険料を除く。」）とあるのは、「全額免除対象期間」とする。

（厚生労働省令への委任）

第十四条の二十一 第十四条の十四に定めるもののほか、法附則第九条の四の七第一項の申出の手続その他同条（第十一項を除く。）の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の申出の手続）

第十四条の二十二 法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項又は第九条の四の十一第一項の申出をしようとする被保険者又は被保険者であつた者は、申出書を機構に提出しなければならない。

（法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料）

第十四条の二十三 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一 特定保険料

二 平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項に規定する後納保険料

三 平成二十六年改正法附則第十条第一項に規定する後納保険料

（法附則第九条の四の九第四項の政令で定める額）

第十四条の二十四 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による

付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されることはござる

第十四条の二十九 第十四条の二十二は定めるもののはか、法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の申出の手続その他法附則第九条の四の九（第十項を除く。）、第九条の四の十（第八項を除く。）及び第九条の四の十一（第八項を除く。）の規定の適用に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特定事由に係る申出等の特例により保険料免除期間等を有した者であつて旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有するものに対する老齢年金の支給要件の特例）

第十四条の二十九 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が十年に満たない者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）が、同日以後に、法附則第九条の四の七第六項の規定により同項に規定する特定全額免除期間とみなされたことにより保険料免除期間を有し、法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間（旧法第五条第四項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とみなされた期間を有し、法附則第九条の四の九第三項若しくは第九条の四の十一第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間を有し、又は法附則第九条の四の十二の規定により旧保険料納付済期間（旧法第五条第三項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が十年以上となつたときは、法附則第九条の三第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなし、その者（法附則第九条第一項及び昭和六十年改正法附則第十二条第二項に規定する者を除く。）に法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を支給する。ただし、第一号から第四号までに掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、法第二十六条ただし書に該当する場合に限る。

一 旧保険料納付済期間
二 保険料納付済期間（第一号被保険者（旧法による被保険者を除く。次条第二号において

**附 則（昭和四八年八月三一日政令第二
四九号）**

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第五条の四及び第六条の二第二項の規定は、昭和四十八年五月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、同年四月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和四八年九月二六日政令第二
六九号）**

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号、第五条の二及び第五条の三第二項の改正規定並びに次項の規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。
昭和四十八年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和四八年一二月二六日政令第七
三七二号）**

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第八条の二の規定は、昭和四十九年一月一日以後に前納された保険料について適用する。

**附 則（昭和四九年四月三〇日政令第一
四七号）**

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。昭和四十九年四月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年四月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和四九年七月二六日政令第二
七六号）**

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定及び次項の規定は、昭和四十九年九月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定及び次項の規定は、昭和四十九年八月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第一
四三号）**

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定及び次項の規定は、昭和五〇年四月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。
2 昭和五十年四月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の二の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。
2 昭和五十年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五一年四月三〇日政令第七
五号）**

この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五一年五月一〇日政令第一
〇〇号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五一年七月二七日政令第二
〇二号）**

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第四条及び第九条の規定は、同年九月一日から施行する。

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年九月一日から施行する。

**附 則（昭和五一年九月一〇日政令第一
二号）**

この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

この政令は、昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五一年九月二九日政令第一
九九号）抄**

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第二条第五号の二を削る改正規定は、同年九月一日から施行する。

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第二条第五号の二を削る改正規定は、同年九月一日から施行する。

**附 則（昭和五一年九月三〇日政令第一
一六号）抄**

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

**附 則（昭和五一年四月二六日政令第一
一六号）**

この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

**附 則（昭和五一年四月一〇月三一〇日政令第一
二八二号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五一年四月一〇月三一〇日政令第一
二八二号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五一年五月三一〇日政令第一
五三号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五一年五月三一〇日政令第一
五三号）**

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。
2 昭和五十二年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。ただし、第五条の二、第五条の四第一項及び第三項並びに第六条の二の改正規定並びに次項の規定は同年八月一日から施行する。
2 昭和五十三年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五三年六月三〇日政令第二
五六号）**

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定並びに第六条の二の改正規定は同年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十四年法律第八十六号附則第十六条第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金を除く。の額については、第五条の規定による廃止前の厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令第二条の規定の例による。

**附 則（昭和五四年五月二九日政令第一
五四号）抄**

この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十四年八月一日から施行する。

**附 則（昭和五五年七月二九日政令第一
九九号）抄**

この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第二条第五号の二を削る改正規定は、同年九月一日から施行する。

この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第二条第五号の二を削る改正規定は、同年九月一日から施行する。

**附 則（昭和五五年七月二九日政令第一
九九号）**

この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。

**附 則（昭和五五年一〇月三一〇日政令第一
二二二号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五五年一〇月三一〇日政令第一
二二二号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五七年五月三一〇日政令第一
五三号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五七年五月三一〇日政令第一
五三号）**

この政令は、公布の日から施行する。

の規定並びに次項から附則第六項までの規定による。
定 昭和五十五年六月一日

一 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第三条の五の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第四条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の二及び第四条の三の規定並びに第十三条の規定、第五条から第十二条まで

**附 則（昭和五六年五月三〇日政令第二
六二号）**

この政令は、昭和五十六年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

**附 則（昭和五六年七月三〇日政令第二
六二号）抄**

この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

**附 則（昭和五六年七月三〇日政令第二
六二号）**

この政令は、昭和五六年七月一日から施行する。

この政令は、昭和五六年七月一日から施行する。ただし、第六条の三までの改正規定、同令第六条の改正規定（第七十九条の二第五項）を改める部分に限る。及び同令第六条の五の改正規定並びに第

**附 則（昭和五六年五月三〇日政令第二
六二号）**

この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。

**附 則（昭和五六年五月三〇日政令第二
六二号）**

この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。

**附 則（昭和五七年五月三一〇日政令第一
五三号）抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五七年五月三一〇日政令第一
五三号）**

この政令は、公布の日から施行する。

の規定による。

		(施行期日等)
第一条	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第十二条の改正規定及び同令第十四条の次に四条を加える改正規定並びに第二条中厚生年金保険法施行令本則に四条を加える改正規定は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成七年三月二三日政令第七二号) 抄 (施行期日等)
第一条	この政令は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成七年三月二九日政令第一二三号) 抄 (施行期日等)
1	この政令は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成七年三月二九日政令第一二三号) 抄 (施行期日等)
2	平成七年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止による。	附 則 (平成七年六月三〇日政令第二七一号) 抄 (施行期日等)
1	この政令は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成七年六月三〇日政令第二七二号) 抄 (施行期日等)
2	平成七年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成七年六月三〇日政令第二七二号) 抄 (施行期日等)
附 則 (平成七年六月三〇日政令第二七二号) 抄 (施行期日等)	この政令は、平成七年四月一日から施行する。	附 則 (平成七年三月二九日政令第一二三号) 抄 (施行期日等)
1	この政令は、平成七年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成八年五月一一日政令第一四一号) 抄 (施行期日等)
2	平成七年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成八年五月一一日政令第一四二号) 抄 (施行期日等)
附 則 (平成八年五月一一日政令第一四二号) 抄 (施行期日等)	この政令は、平成七年八月一日から施行する。	附 則 (平成八年六月三〇日政令第二二二号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。	附 則 (平成八年六月三〇日政令第二二二号) 抄 (施行期日)
2	平成八年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成八年七月二十四日政令第二二二号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成八年八月一日から施行する。	附 則 (平成八年七月二十四日政令第二二二号) 抄 (施行期日)
2	平成八年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成八年七月二十四日政令第二二二号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成八年七月二十四日政令第二二二号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成八年八月一日から施行する。	附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十年八月一日から施行する。	附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄 (施行期日)
2	平成十年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。	附 則 (平成九年四月一一日政令第一四八号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	附 則 (平成九年七月二一日政令第二二九号) 抄 (施行期日)
2	平成九年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成九年七月二一日政令第二二九号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成九年七月二一日政令第二二九号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成九年八月一日から施行する。	附 則 (平成一年五月二八日政令第一五二号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第四項の規定は、平成十一年八月一日から施行する。	附 則 (平成一年五月二八日政令第一五二号) 抄 (施行期日)
2	平成十一年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一年五月二八日政令第一五二号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成一年五月二八日政令第一五二号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十一年八月一日から施行する。	附 則 (平成一年六月三〇日政令第三二二号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十二年八月一日から施行する。	附 則 (平成一年六月三〇日政令第三二二号) 抄 (施行期日)
2	平成十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一年六月三〇日政令第三二二号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成一年六月三〇日政令第三二二号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三三号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三三号) 抄 (施行期日)
2	平成十二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三三号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成一二年三月二九日政令第一三三号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年三月三一日政令第一四〇号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年三月三一日政令第一四〇号) 抄 (施行期日)
2	平成十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一二年三月三一日政令第一四〇号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成一二年三月三一日政令第一四〇号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十三年八月一日から施行する。	附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)
2	平成十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年六月九日政令第三三五号) 抄 (施行期日)
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則 (平成一二年六月九日政令第三三五号) 抄 (施行期日)
2	平成十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。	附 則 (平成一二年六月九日政令第三三五号) 抄 (施行期日)

四一
第三

（三）略
第一條中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第三項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同令第七条の十五第一項、第九条の二及び第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同令第七条の十八の三の次に一条を加える改正規定、同令第七条の三とし、同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の七第一項の改正規定（「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五八項第二号」とを削る部分）並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第八条の二第三項の改正規定（「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十一項」に改める部分を除く）、同令附則第五条の四次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第六条の三及び第十七条の二第一項の項、第四十八条の十一の二第一項の項の改正規定、同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二を同令附則第六条の二とする改正規定（「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分

			附 則 (平成二五年七月三一日政令第二 二六号) 抄	附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二 一二号)
			第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
			附 則 (平成二五年七月三一日政令第二 二七号) 抄	附 則 (平成二七年七月三一日政令第二 二四号)
			第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。	この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。
			附 則 (平成二六年一月一六日政令第九 号) 抄	附 則 (平成二七年七月三一日政令第二 八六号)
			第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。
			附 則 (平成二六年三月三一日政令第一 二号) 抄	附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三 四二号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	この政令は、施行する。
			附 則 (平成二六年五月一一日政令第一 七号)	附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三 三号)
			第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。	第一条 第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の三の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う同法による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。
			附 則 (平成二六年九月二五日政令第三 一三号) 抄	附 則 (平成二七年一月二六日政令第 三九二号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。
			附 則 (平成二六年九月二五日政令第三 一六号) 抄	附 則 (平成二九年二月一五日政令第二 一号)
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。
			附 則 (平成二七年三月一五日政令第八 六号) 抄	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
			附 則 (平成二七年三月一五日政令第八 一号) 抄	附 則 (平成二九年七月七日政令第 三二九号)
			第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。	第一条 この政令は、平成二十九年二月二七日政令第五号)
			附 則 (平成二七年三月一五日政令第八 二六号) 抄	附 則 (平成二九年一月一七日政令第 二九四号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	この政令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
			附 則 (平成二七年六月二十四日政令第二 五四号)	附 則 (平成二八年三月三一日政令第一 二八号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十八年五月二五日政令第二 二六号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。
			附 則 (平成二八年三月二日政令第五 三号)	附 則 (平成二九年一月一九日政令第 二九四号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
			附 則 (平成二七年三月二日政令第五 三号)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号)
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十九年三月五日から施行する。
			附 則 (平成二八年三月二日政令第五 三号)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号)
			第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十九年三月五日から施行する。
			附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 一四号)	附 則 (平成二九年一月一九日政令第 二九四号) 抄
			第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。	この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
			附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 一四号)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号)
			第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十九年三月五日から施行する。
			附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 一四号)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号)
			第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年三月五日から施行する。
			附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 一四号)	附 則 (平成二九年三月三一日政令第一 五号)
			第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年三月五日から施行する。

（施行期日） （平成三〇年三月三〇日政令第一 六号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三〇年八月一〇日政令第二三 附則）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三〇年三月二九日政令第八 三号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三一年三月二九日政令第一 二〇号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三一年四月五日政令第一四 六号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三一年三月三〇日政令第一〇 一号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年三月三一日政令第一三 八号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年八月五日政令第二三三 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年八月七日から施行する。
（施行期日） （平成二年一〇月三〇日政令第三 一八号）抄	第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年一一月二三日政令第三 六九号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日） （平成三一年三月二九日政令第一 二〇号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三一年四月五日政令第一四 六号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成三一年三月三〇日政令第一〇 一号）抄	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年三月三一日政令第一三 八号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年八月五日政令第二三三 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年八月七日から施行する。
（施行期日） （平成二年一〇月三〇日政令第三 一八号）抄	第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。
（施行期日） （平成二年一一月二三日政令第三 六九号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第四条の六関係）		障害の程度									
（施行期日） （〇号）抄		障害の程度									
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。		障害の程度									
（施行期日） （平成三一年三月三一日政令第九九 一号）抄	第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。	一級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
（施行期日） （平成二年三月三一日政令第一〇 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年三月三一日から施行する。	二級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
（施行期日） （平成二年八月五日政令第二三三 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年八月七日から施行する。	三級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
（施行期日） （平成二年一〇月三〇日政令第三 一八号）抄	第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。	四級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
（施行期日） （平成二年一一月二三日政令第三 六九号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	五級	一	二	三	四	五	六	七	八	九

備考											
（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第一条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下この条において「新国民年金法施行令」という。）第五条の四の規定は、令和三年十月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金について適用する。	（施行期日） （平成三一年三月三〇日政令第一 六号）抄	第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九
（施行期日） （平成二年三月三一日政令第一〇 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年三月三一日から施行する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
（施行期日） （平成二年八月五日政令第二三三 一号）抄	第一条 この政令は、令和二年八月七日から施行する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
（施行期日） （平成二年一〇月三〇日政令第三 一八号）抄	第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
（施行期日） （平成二年一一月二三日政令第三 六九号）抄	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇